

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律要綱

一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）の一部改正（第 1 条関係）

- 1 消費税率の 7.8%への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とすることとする。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第 1 条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の一部改正（第 2 条関係）

- 1 地方法人税率の 10.3%への引上げの施行日を平成 31 年 10 月 1 日とすることとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条関係）
- 2 消費税の軽減税率制度の導入に係る施行日を平成 31 年 10 月 1 日とすることとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条関係）
- 3 消費税の適格請求書等保存方式の導入に係る施行日を平成 35 年 10 月 1 日とすることとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第 1 条関係）
- 4 29 年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置、課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者以外の事業者に対する経過措置及び課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する経過措置の規定を削除することとする。（旧所得税法等の一部を改正する法律附則第 41 条～第 43 条関係）
- 5 消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる時期を、平成 30 年度末までとすることとする。（所得税法等の一部を改正する法律附則第 170 条関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 租税特別措置法の一部改正（第 3 条関係）

- 1 次に掲げる住宅取得等に係る措置の適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 月延長することとする。
 - ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第 41 条関係）
 - ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 関係）
 - ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 関係）
 - ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法

第 41 条の 19 の 3 関係)

⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第 41 条の 19 の 4 関係）

2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間を次のとおりとすることとする。（租税特別措置法第 70 条の 2 関係）

① 特別住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		耐震等住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
改正前	改正後		
平成 28 年 10 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	平成 32 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 6 月 30 日	平成 33 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 12 月 31 日	1,200 万円	700 万円

② 住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		耐震等住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
改正前	改正後		
平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日	平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	平成 32 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 3 月 31 日	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 6 月 30 日	平成 33 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 12 月 31 日	800 万円	300 万円

3 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 月延長することとする。（租税特別措置法第 70 条の 3 関係）

4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正（第 4 条関係）

1 東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 月延長することとする。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条の 2 関係）

2 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の

非課税措置について、その非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間を次のとおりとすることとする。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 関係)

① 特別住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		耐震等住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
改正前	改正後		
平成 28 年 10 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 6 月 30 日	平成 32 年 4 月 1 日～ 平成 33 年 12 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円

② 住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間		耐震等住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
改正前	改正後		
～平成 31 年 6 月 30 日	～平成 33 年 12 月 31 日	1,500 万円	1,000 万円

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 施行期日

この法律は、公布の日（平成 28 年 11 月 28 日）から施行することとする。(附則第 1 条 関係)